

西宮市ケアマネジャー協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は西宮市ケアマネジャー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の所属する居宅支援事業所内に置くものとする。

2 ただし、特段の事情がある場合は、理事会の決するところにより、別の場所に置くことができる。

(活動地域)

第3条 本会の活動地域を西宮市とする。

(目的)

第4条 本会は、兵庫県介護支援専門員協会（以下「県協会」という。）西宮支部として、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに社会的地位を確立し、公平・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、もって市民の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 介護支援専門員の資質向上に関する研修事業
- ② 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- ③ 市民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- ④ 介護支援専門員の情報交換及び相談に関する事業
- ⑤ 地域の介護支援専門員によるネットワークの形成及び活動を支援する事業
- ⑥ 関係機関及び団体との連絡・調整に関する事業
- ⑦ 介護保険制度に対する提言に関する事業
- ⑧ 「県協会」支部に関する事業
- ⑨ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は次の3種とする。

① 正会員

県協会を通じて本会に入会手続きを行い、理事会で承認された者

② 準会員

本会の目的に賛同し、運営を援助するために入会した個人で、理事会で承認された者

③ 賛助会員

本会の目的に賛同し、運営を賛助するために入会した団体で、理事会で承認された者

(入会)

第7条 本会への加入は、県協会への入会手続きを完了した時点において入会したものとみなす。
ただし、前条②及び③についてはこの限りに非ず。

2 準会員及び賛助会員については、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、それぞれ別表1に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号(準会員及び賛助会員においては第3項を除く。)のいずれかに該当したとき、その会員資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 死亡又は解散したとき
- ③ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護支援専門員でなくなったとき、又は介護支援専門員の登録が抹消されたとき
- ④ 県協会を退会したとき
- ⑤ 正当な理由なく、会費を1年以上納入しなかったとき
- ⑥ 除名されたとき
- ⑦ 勤務地が他市町村に移動したとき

(退会)

第10条 会員は所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、正会員においては、県協会に退会届を提出した時点において本会を退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その場合には本人に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本会の会則に違反したとき
- ② 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為を行ったとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した会費その他の抛出金品については、原則として返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この会には、次の各号に定める役員を置くものとする。

- | | |
|-------|-----|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 3名 |
| ③ 会計 | 1名 |
| ④ 理事 | 若干名 |
| ⑤ 監事 | 2名 |

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び会計は理事の互選により定める。
- 3 監事は他の役員を兼務することができない。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が別に定めた順位によりその職務を代理する。

3 会計は、本会の経理を担当する。

4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

5 監事は、事業及び会計を監査するとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

6 役員のほか顧問を置くことができる。顧問は本会の運営についての助言を行うことができる。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。役員に欠員が生じたときには、第14条の規定にかかわらず理事会で選任補充できるものとし、その役員任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席理事の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その場合には本人に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

① 事業報告、事業計画、収支決算及び収支予算に関する事項

② 理事及び監事の選任

③ 合併及び解散に関する事項

④ その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認めたとき。

② 理事総数の5分の1以上の者から、開催の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長が努める。

(定足数)

第24条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(議決)

第25条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、会長が議長となる。

(権能)

第27条 理事会は、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会で議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき
- ② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を開催しなければならない。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 その他の組織

(部会及び委員会等)

第32条 本会の事業推進のために、必要に応じて部会及び委員会を設置することができる。

- 2 部会及び委員会の設置ならびに運営に関する事項は、理事会により定める。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 資産から生じる収入

- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 県協会からの活動支援費
- ⑥ その他の収入

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第35条 会長は毎会計年度終了後、3ヶ月以内に事業報告及び収支決算を監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則の変更については、総会において出席正会員の過半数の承認を得なければならない。

(解散)

第38条 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席正会員の過半数の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 解散後の残余財産については、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(委任)

第40条 この会則に定めのない事項については、理事会の承認を得て、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成22年1月1日から施行する。

別表1 会費

兵庫県介護支援専門員協会西宮支部規程第8条に定める会費額は下記のとおりとする。

- ・ 正会員においては、本会会費は当分の間これを徴収しないものとする。
- ・ 準会員 賛助会員については、理事会において承認された「研修参加実費」を負担する。